



平成 21 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社協和コンサルタンツ
代表者名 代表取締役社長 持 山 銀次郎
(JASDAQ ・ コード 9647)
問合せ先
役職・氏名 執行役員
管理本部総務事務管理室長 山本信孝
電 話 03 - 3376 - 3171

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 27 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）

取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「コンプライアンス規定」を作成するとともに、コンプライアンス体制の維持、向上を図るため、事業の特性に応じた行動基準を策定し研修などを通じて周知徹底に努める。

また、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内諸規定を遵守し、社内業務が適切に実施されているかを定期的に監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号）

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程その他社内規程に定めるところに従って適切に保存し管理する。また、必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持し、規程の見直しを図る。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）

事業活動全般に係わる様々なリスク、又は不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、リスク管理の基本方針、リスク管理に係る組織・体制の構築、ガイドライン等の制

定を行い、それに基づく体制を整える。

また、法律顧問等専門家より日常的に指導を受け相談の出来る体制を整え、法令遵守の徹底を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は、原則月1回開催の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について効率的で迅速な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督し、取締役の職務遂行の効率化を確保する。

また、取締役会の他、取締役と執行役員の一部で構成される常務会を、原則週1回開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、営業戦略、生産管理及び経営管理事項に関する審議を為すとともに、取締役と執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催し、取締役会の方針に基づき、業務執行方針・計画等、事業部経営執行全般に関する諸問題の報告・審議等を行い、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を確保する体制を維持する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、原則月1回子会社及び関連会社社長会を開催しグループの経営の一体化を醸成するとともに、「関係会社管理規程」に従い、子会社及び関連会社に対し、その自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理に努め、また、「内部監査規程」に従い、子会社及び関連会社を含むグループにおける適正な監査を確保する体制を維持する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、適切な人材を配備するものとし、配備に当たっては事前に監査役会と意見交換を行い、その意見を十分考慮して検討する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役がその職務を補助すべき使用人の任命・異動については、事前に監査役会の同意を必要とする。

監査役がその職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で業務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する通報情報及びその内容を速やかに報告し、また、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

監査役は、取締役会のほか会社の各会議に出席できるものとする。また、代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行う。そのほか、監査役が行う監査業務につき、取締役及び使用人並びに監査法人が全面的に協力する状況が備わるように努める。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを整備、運用し、財務報告の信頼性の更なる向上に努める。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持たない。

不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応にあたる。

以 上